

産保第 2720 号
令和4年3月10日

高圧ガス製造事業所長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長
(公 印 省 略)

高圧ガス保安法の遵守について (通知)

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

先日、県内の液化石油ガス製造事業所において、容器保安規則第24条で定める期間を経過した容器に高圧ガスを充填するという事案が発生しました（高圧ガス保安法第48条第1項違反）。

本事案は、事業所がバルク型容器の充填期限を確認しないまま液化石油ガスを発注し、また、受注者から依頼を受けた充填業者（移動式製造設備）が、容器の充填期限を確認せずに液化石油ガスを充填したものでした。

については、今後、同様事案の再発を防止するため、法令遵守及び下記事項の徹底をお願いいたします。

記

- 1 高圧ガス設備の期限管理を確実に行うこと
- 2 充填作業及び受入れ作業に関する保安教育を行うこと

担当
産業保安課 保安対策室
TEL:043-223-2729